

大空町一般廃棄物処理基本計画について

1 目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。「廃棄物処理法」）の中で「生活環境の保全及び公衆衛生の向上」を目的として、市町村に一般廃棄物処理計画の策定が義務付けられている。

2 計画の構成

一般廃棄物処理計画は、廃棄物処理の方針・方法を定める計画で、

①一般廃棄物処理基本計画

②一般廃棄物処理実施計画（基本計画実施のために毎年度策定する計画）

で構成され、ごみ処理及び生活排水処理に関してそれぞれ「基本計画」「実施計画」を策定することとされている。

ごみ処理	生活排水処理
①ごみ処理基本計画	①生活排水処理基本計画
②ごみ処理実施計画	②生活排水処理実施計画

3 計画の見直し

現在の「大空町一般廃棄物処理基本計画」は、平成 29 年度から令和 13 年度までの 15 年間の長期計画。5 年毎に見直しとしていたため、令和 3 年度に見直しをする予定だったが、可燃ごみの広域処理の内容を盛り込むため先送りをしていた。

令和 8 年 2 月に「斜網地区廃棄物処理組合」が設立し、広域処理における基本計画が策定されたことから、令和 9 年度からの「大空町一般廃棄物処理基本計画」を策定する。

4 主な内容

計画策定の趣旨等	計画策定の背景と目的
大空町の概要	自然的特性・・・気候等 社会的特性・・・人口、世帯数等 産業、交通
ごみ処理基本計画	ごみ処理の現状 現状と課題、ごみ処理体系、収集・運搬状況、排出状況、減量化・再生利用の状況、処理・処分の状況
	ごみ処理の基本方針
	将来予測 ごみ発生量及び処理量の見込み、達成目標
	基本計画 排出抑制・資源化計画、収集・運搬計画、中間処理計画、最終処分計画
生活排水処理基本計画	生活排水処理の現状と課題
	生活排水処理の基本方針
	将来予測 排水処理の将来予測、処理形態別人口予測
	基本計画 汲み取りし尿及び汚泥の処理計画